

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（案）

令和7年〇月〇日

成年後見制度利用促進専門家会議

目次

はじめに	3
各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討	4
1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実	4
（1）成年後見制度等の見直しに向けた検討について	4
（2）総合的な権利擁護支援策の充実について	4
① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化	4
② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討	6
③ 都道府県単位での新たな取組の検討	8
2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等	9
（1）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透について	9
（2）適切な後見人等の選任・交代の推進等について	12
① 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進	12
② 後見人等に関する苦情等への適切な対応	14
③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	15
④ 適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組	17
（3）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等について	18
① 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等	18
② 家庭裁判所の適切な監督に向けた取組	19
③ 専門職団体における取組	20
④ 成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討	21
（4）各種手続における後見事務の円滑化等について	22
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	23
4 優先して取り組む事項	28
（1）任意後見制度の利用促進について	28
① 周知・広報等に関する取組	28
② 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組	29
（2）担い手の確保・育成等の推進について	31

1	① 市民後見人の育成・活躍支援.....	31
2	② 法人後見の担い手の育成.....	32
3	③ 専門職後見人の確保・育成等.....	33
4	(3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について	35
5	① 市町村長申立ての適切な実施.....	35
6	② 成年後見制度利用支援事業の推進	36
7	(4) 地方公共団体による行政計画等の策定について	37
8	(5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについ	
9	て.....	38
10	5 その他.....	40
11	おわりに	41
12		
13		
14		

1 はじめに

2
3 第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）におい
4 て、国・地方公共団体・関係団体等は、成年後見制度の利用促進に関する施策に
5 ついて、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したKPI
6 （別紙）の達成に向けて取り組むこととされている。

7 また、第二期計画の中間年度である令和6年度に、中間検証として、各施策の
8 進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされている。

9 このため、成年後見制度利用促進専門家会議は、令和4年度に第二期計画中間
10 検証の準備に関するワーキング・グループ（「総合的な権利擁護支援策の検討ワ
11 ーキング・グループ」、「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グルー
12 プ」及び「地域連携ネットワークワーキング・グループ」）を設置し、令和4年
13 度及び令和5年度の2年間に、同ワーキング・グループを計11回開催するとと
14 もに、令和6年度において会議を4回開催し、各施策の進捗状況を把握・評価し
15 た上で、各施策における個別の課題の整理・検討を行い、中間検証結果をとりま
16 とめた。

17 国、地方公共団体、関係団体においては、本中間検証結果を踏まえ、地域共生
18 社会の実現という目的に向け、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策
19 の一層の充実等、成年後見制度の利用促進に向けた更なる取組の推進をお願い
20 する。

1 各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討

- 2
3 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
4 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼー
5 ションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見
6 直される必要があるとともに、同見直しの検討をより深めていくため、成年
7 後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。

9 (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討について

11 【施策の進捗状況】

12 令和4年6月以降、公益社団法人商事法務研究会が主催した「成年後見
13 制度の在り方に関する研究会」に法務省等の担当者が参加し、成年後見制
14 度の見直しに向けた検討が行われ、令和6年2月に「成年後見制度の在り
15 方に関する研究会報告書」が取りまとめられた。また、同月、法務大臣か
16 ら、法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、現在、
17 新設された法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制
18 度の見直しに向けた調査審議が行われている。

20 【中間年度における評価】

21 成年後見制度等の見直しに向けた検討については、法務省を中心に、着
22 実に検討が進められている。

24 【今後の対応】

25 法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、国内外の動向も踏ま
26 えつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われているところ
27 であり、法務省においては、その調査審議の結果を基に所要の対応を行う
28 必要がある。

30 (2) 総合的な権利擁護支援策の充実について

- 31
32 ① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の
33 実施体制の強化

35 【施策の進捗状況】

- 36 ・ 厚生労働省においては、地域の関係者が個別事案に関して日常生活

1 自立支援事業等関連諸制度における役割分担を検討することができる
2 よう、令和2年度の社会福祉推進事業で作成した「日常生活自立支援事
3 業関連諸制度との役割分担チェックシート」の活用方法について、日常
4 生活自立支援事業専門員や生活保護のケースワーカーに対する全国研
5 修等を通じ周知を図っている。

6 また、厚生労働省において、判断能力が不十分な者が置かれた状況に
7 応じて適切な支援を受けられるよう、「成年後見制度と権利擁護支援策
8 等の連携強化事業」の実施を通じて、制度間の移行調整等を行う連携コ
9 ーディネーターの配置を行うこと等により、日常生活自立支援事業と
10 成年後見制度、生活困窮者自立支援制度その他の関連諸制度間の連携
11 強化に向けた取組の促進を図っている。

12 さらに、厚生労働省が令和4年度及び令和5年度に実施した社会福
13 祉推進事業において、日常生活自立支援事業の効果的な実施や地域を
14 問わず一定の水準で同事業を利用できる体制の構築の一助となる「日
15 常生活自立支援事業実施のための手引き・様式」の検討を行った。

16 家庭裁判所における日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対
17 する理解の浸透に関する取組については、後記2(1)を参照。

18 19 【中間年度における評価】

20 厚生労働省において、令和2年度の社会福祉推進事業による調査研究
21 の結果の活用や補助事業の実施を通じた成年後見制度と日常生活自立支
22 援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化に向けた取組が行
23 われている。

24 他方、日常生活自立支援事業の待機者が生じていることや利用者数に
25 ばらつきがあることの指摘も踏まえ、日常生活自立支援事業の効果的な
26 実施方策の検討を目的として、厚生労働省において、令和4年度及び令和
27 5年度に実施した社会福祉推進事業において検討された手引き・様式に
28 ついては、現場の実態に即して検討する必要があるなど、現場の運用への
29 反映に時間を要している等の課題が見られる。

30 31 【今後の対応】

32 地域を問わず、一定の水準で日常生活自立支援事業が実施されるよう、
33 厚生労働省においては、日常生活自立支援事業の利用状況等を適切に把
34 握・分析した上で、財源確保のための検討も含め、日常生活自立支援事
35 業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある。

36 なお、成年後見制度の見直しに関する調査審議の状況等を踏まえ、厚生

1 労働省において、成年後見制度から日常生活自立支援事業への移行への
2 対応について検討する必要性についても指摘があった。

3 また、令和4年度及び令和5年度に実施した社会福祉推進事業による
4 調査研究結果や現場の声等を踏まえ、厚生労働省においては、更なる運用
5 改善に向けた取組を実施する必要がある。その際、キャッシュレスに対応
6 した支援の在り方についても、併せて検討を進める必要がある。

8 ② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

10 【施策の進捗状況】

- 11 ・ 厚生労働省においては、令和4年度から開始した「持続可能な権利擁
12 護支援モデル事業」を通じ、「本人への意思決定支援や事業運営の透明
13 性や信頼性を確保しながら、簡易な金銭管理など身寄りのない人達へ
14 の生活支援のサービスを利用できるようにするための取組（テーマ2）」
15 の促進を図っており、実践事例を通じた課題の把握等を進めている。

16 さらに、厚生労働省では、令和6年度から、身寄りのない高齢者等が
17 抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業として、身寄りのな
18 い高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的
19 マネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る
20 取組や、民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合
21 的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の整理等
22 に向けて取り組んでいる。

23 また、厚生労働省において、令和5年度に「成年後見制度利用促進・
24 権利擁護支援方策調査」を実施し、持続可能な権利擁護支援モデル事業
25 の実施市町村等における実践事例について把握を行うとともに、取組
26 拡大に向けて解消すべき課題の整理や効果的方策の検討を行った。

27 なお、総合的な権利擁護支援策の充実については、第二期計画の中間
28 検証の準備のため、令和4年度に立ち上げられた「総合的な権利擁護支
29 援策の検討ワーキング・グループ」において、令和4年度から令和5年
30 度までの間に、計3回の議論が行われた。

31 こうした経緯を経て、新たな連携・協力体制の構築による生活支援・
32 意思決定支援については、令和6年6月に厚生労働省が立ち上げた「地
33 域共生社会の在り方検討会議」において、検討が進められている。

- 34 ・ 障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応
35 指針に基づき、公的機関及び民間事業者において合理的配慮の提供が
36 進むよう、内閣府及び各府省庁が連携し、事業所管ごとの相談窓口の明

1 確化、障害者差別に関する相談を適切な相談窓口等に取り継ぐ「つなぐ
2 窓口」の開設等、相談体制の整備を進めるとともに、合理的配慮の事例
3 等を収集・整理してデータベース化し公表する等、周知啓発などを実施
4 している。

- 5 ・ 身寄りがない人等であっても、地域において安心して暮らすことが
6 できるよう、関係省庁において、以下の取組が実施されている。

7 i 厚生労働省においては、介護保険施設への入所等希望者に身元保
8 証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該
9 当しないことを示した「市町村や地域包括支援センターにおける身
10 元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」（平成
11 30年8月30日付厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知）
12 について、毎年、地方公共団体担当課長会議において周知を図ってい
13 る。

14 また、厚生労働省では、入院による加療が必要であるにもかかわらず
15 身元保証人等がないことのみを理由に入院を拒否することは医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項に抵触することを示した「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成30年4月27日厚生労働省医政局医事課長通知）について、引き続き、周知を図っている。さらに、令和4年7月に「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集」の公表を行っており、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年5月公表）と併せ、地方公共団体担当課長会議や市町村セミナーにおいて周知を図っている。

25 ii 国土交通省においては、平成30年3月、公営住宅管理標準条例（案）
26 における保証人に関する規定を削除する改正を行い、公営住宅を管
27 理する地方公共団体に対して保証人規定の見直しの要請や研修等の
28 場において周知を図っている。

30 【中間年度における評価】

- 31 ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援を検討す
32 る観点から、「総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ」
33 において議論が行われ、厚生労働省においても、令和4年度以降、「持
34 続可能な権利擁護支援モデル事業」を開始し、令和5年度にはモデル事
35 業の取組拡大に向けて解消すべき課題の整理や効果的な方策の検討を
36 行うための調査研究事業を行うなど、取組を広げるための検討が一定

1 程度進められてきた。これらを経て、令和6年6月、厚生労働省におい
2 て地域共生社会の在り方検討会議を立ち上げ、総合的な権利擁護支援
3 策についての検討を進める取組が行われている。

- 4 ・ 合理的配慮の理解浸透や身元保証が不要であることを前提とする周
5 知等については、関係省庁によって継続的な取組が実施されている。

7 【今後の対応】

- 8 ・ 成年後見制度の見直しに伴う総合的な権利擁護支援策の充実につ
9 ては、厚生労働省が立ち上げた「地域共生社会の在り方検討会議」にお
10 いて、これまでの検討結果や委員から出された意見等も適切に踏まえ
11 つつ、令和7年夏目途のとりまとめに向けて検討を進め、令和7年夏以
12 降、関係審議会での議論を経て、厚生労働省において、その結果を基に
13 所要の対応を行う必要がある。

14 なお、本人に対する意思決定支援の在り方について検討を行うに当
15 たっては、市民感覚に基づいて本人の意思決定支援に寄り添うという
16 権利擁護支援における市民の役割を考慮した市民の参画や、意思決定
17 支援の確保には相互牽制機能の確立が十分に図られる必要があること
18 について留意する必要がある。

- 19 ・ 判断能力が不十分な者を地域で支えていくには、預貯金の取扱いを
20 含めた財産管理をどのように支援していくかが重要であるところ、第
21 三者の支援による本人の預貯金の引き出しについて金融機関の理解が
22 得られないとの指摘が複数の委員から出されていることを踏まえ、関
23 係省庁においては、金融機関における顧客利便の向上のための取組に
24 ついて、より一層の定着が図られるよう連携して取り組んでいく必要
25 がある。
- 26 ・ 誰もが地域において安心して暮らすことができるよう、関係省庁に
27 においては、身元保証が不要であることについて、様々な機会を捉え、各
28 種通知やガイドライン等の周知を継続する等、引き続き、周知を行っ
29 ていく必要がある。

31 ③ 都道府県単位での新たな取組の検討

33 【施策の進捗状況】

34 厚生労働省においては、令和4年度から開始した「持続可能な権利擁護
35 支援モデル事業」を通じて、寄付等の活用による多様な主体の参画を促進
36 する観点から「民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的

1 財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能と
2 する取組（テーマ3-1）」を、公的な関与による後見の実施を促進する
3 観点から「虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難
4 事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を
5 行う取組（テーマ3-2）」を実施しており、実践事例の拡充に努めてい
6 る。

7 8 【中間年度における評価】

9 この二年間でモデル事業の実践事例が「民間企業や地域住民から資金
10 を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の
11 課題への柔軟な対応を可能とする取組（テーマ3-1）」の1件しかなく、
12 都道府県単位での新たな取組の検討について、厚生労働省において、十分
13 な検討が積み上げられてきたとは評価できない。

14 なお、その1件については、本モデル事業の実施を経て、自主的な取組
15 として実践されるに至ったという成果は見られた。

16 17 【今後の対応】

18 今後、市町村は認知症高齢者の数の増大に向かい合わなければならず、
19 特別の対処を要する事案に対応できる体制を都道府県単位でどう整備し
20 ていくかについては重要な課題であることから、厚生労働省においては、
21 これまでの検討結果や成果を踏まえつつ、引き続き、検討を進めていく必
22 要がある。

23 24 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

25 26 (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透について

27 28 【施策の進捗状況】

29 意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含
30 む必要な支援に、適時・適切につなぐこと等ができるようにするため、ま
31 た、後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行えるようにするた
32 め、関係省庁等及び専門職団体においては、以下の取組を実施している。

- 33
- 34 ・ 厚生労働省においては、令和4年度に、各種意思決定支援ガイドライ
35 ンに共通する基本的な意思決定支援の考え方について整理した資料
36 「LIFE～意思決定支援の基本的考え方～」を新たに作成し、公表を行っ

1 た。

2 ・ 厚生労働省においては、成年後見制度の利用促進における意思決定
3 支援の浸透のため、以下の取組を実施している。

4 i 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおいて、意思決定支援に
5 関する特設ページを設け、各種パンフレットやガイドライン等を掲
6 載するとともに、具体的な事例の紹介を通じて、意思決定支援につ
7 いて総合的に考えることができるようにする等の工夫を行っている。

8 ii 都道府県担当職員やアドバイザーに対し、「意思決定支援を踏まえ
9 た後見事務のガイドライン」に関する研修を行う際のポイントや、
10 意思決定支援に関わる相談事例の対応方法等を内容とする「成年後
11 見制度利用促進体制整備研修」を実施している。

12 iii 「都道府県による意思決定支援研修等推進事業」の実施を通じて、
13 都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者に対す
14 る意思決定支援研修の実施を促進している。

15 ・ 厚生労働省においては、介護・障害・生活困窮・地域共生・医療等の
16 各分野においても、研修・会議等の様々な機会を活用して、継続的に意
17 思決定支援の浸透に向けた取組を実施している。

18 また、令和5年度に、認知症の人の日常生活・社会生活における意
19 思決定支援ガイドラインの活用状況や研修の内容についての調査を実
20 施した。その結果、意思決定支援に関する研修を実施している又は実
21 施したことがあると回答した都道府県及び政令指定都市のうち、実技
22 等も踏まえ、意思決定支援研修として独立型の研修を実施していると
23 ころが1割未満、認知症対応力向上研修等の中で基礎的な内容のみの
24 研修としているところが8割程度あることが明らかとなった。

25 障害福祉分野については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
26 において、障害福祉サービス事業等の指定基準に、「事業者は、利用者
27 の意思決定支援に配慮すること」を明記する等意思決定支援ガイドラ
28 インの内容を踏まえた見直しを行った。

29 ・ 金融庁においては、令和6年4月、金融機関に対し、「LIFE～意思決
30 定支援の基本的考え方～」等について周知を行った。

31 ・ 最高裁判所においては、制度運用上の対応として、身上保護や意思決
32 定支援に関する報告項目を新設する等の後見等事務報告書式の見直し
33 を実施した（令和7年4月から全国一斉に開始する予定。）。

34 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能を強化するた
35 めには、福祉・行政等と家庭裁判所との間で相互理解を図ることが求
36 められているところ、家庭裁判所に対しては、地域の関係者による意

1 思決定支援の取組、日常生活自立支援事業等の後見等開始申立て前
2 における権利擁護支援の内容を理解することが期待されている。このよ
3 うな観点を踏まえて、家庭裁判所においては、意思決定支援を含めた
4 権利擁護支援の理解を深める観点から、外部講師を招聘して研修を
5 実施していることに加え、厚生労働省が実施する都道府県交流会や、
6 地方公共団体が主催する意思決定支援研修に職員がオブザーバー参加し
7 たり、地域における関係機関との意見交換を行ったりする等、様々な
8 取組を実施している。

- 9 ・ 日本弁護士連合会においては、後見人等として実践すべき行動指針
10 をまとめた「後見人等ガイドラインモデル案」について、全国の弁護士
11 会への送付や講師派遣等により周知を図るとともに、令和3年度に作
12 成したeラーニング「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライ
13 ン」に関する連続講座について、会員に対し、毎年の受講を促している。
14 また、各弁護士会においても、成年後見候補者名簿登載要件となる研修
15 に、身上保護の充実や意思決定支援に関するプログラムを盛り込む等
16 の工夫を行っている。
- 17 ・ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにおいては、令和
18 5年4月に研修制度を改正し、家庭裁判所に提出する後見人等候補者
19 名簿に新規登載するための研修に「意思決定支援研修」を追加すると
20 ともに、後見人等候補者名簿更新のための必修科目に「意思決定支援」を
21 追加する見直しを行った。
- 22 ・ 公益社団法人日本社会福祉士会においては、全国の社会福祉士会を
23 対象として「意思決定支援セミナー」を開催し、意思決定支援の実践等
24 について周知啓発を行っている。また、各都道府県社会福祉士会におい
25 て、自主的に研修を実施しているほか、各都道府県・市町村・他団体
26 において「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」等を活用し
27 た研修が実施される際には講師派遣の要請に応じている。

28 29 【KPIの達成状況】

30 都道府県による意思決定支援研修の実施状況については、令和6年4
31 月1日時点で47都道府県中、34都道府県(約72.3%)となっている。

32 33 【中間年度における評価】

34 厚生労働省において、各種意思決定支援ガイドラインに共通する意思
35 決定支援の考え方を整理した資料を作成し、公表した点や、関係省庁等や
36 専門職団体において、それぞれ意思決定支援の浸透に向けた取組が実施

1 されている。

2 他方、都道府県による意思決定支援研修の実施状況については、十分な
3 取組が実施されているとは言えず、K P I を達成できない見込みである。

4
5 **【今後の対応】**

- 6 ・ 厚生労働省においては、引き続き、研修の実施や成年後見制度利用促
7 進ポータルサイト上の情報の充実等を通じて、意思決定支援の更なる
8 浸透を図っていく必要がある。
- 9 ・ 関係省庁においては、当事者の視点が重要であることを踏まえ、当事
10 者の方を研修講師に迎えたり、より意思決定支援に焦点を当てた内容
11 への見直しを行ったりする等、引き続き、研修や各種周知活動の実施等
12 を通じて、様々な分野における意思決定支援の浸透を図っていく必要
13 がある。
- 14 ・ 身上保護事務については、その結果のみならず、一連の身上保護事務
15 のプロセス全体を見た上で適切に監督されることが、後見人等の意思
16 決定支援に対する意識の向上の契機となり得ると考えられるところ、
17 家庭裁判所には、司法機関としての立場から、身上保護事務につき、引
18 き続き、適切に監督を行うことが期待される。
- 19 ・ 管内市町村に対する意思決定支援に関する研修を実施していない都
20 道府県においては、実施に向けて検討を進めることが期待される。
- 21 ・ 専門職団体においては、引き続き、会員に対し、意思決定支援に関す
22 る研修受講を促進するとともに、更なる意思決定支援の浸透に向けた
23 取組の実施が期待される。

24
25 **(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等について**

26
27 **① 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進**

28
29 **【施策の進捗状況】**

- 30 ・ 後見人等の選任は、家庭裁判所の判断事項であるが、成年後見制度の
31 利用を必要とする本人について、権利擁護支援チームの形成を踏まえ
32 た受任者調整が行われ、家庭裁判所がこうした受任者調整の結果を十
33 分に考慮した上で後見人等を選任することによって、後見人等の選任
34 後の円滑なチームによる支援につながり、本人中心の権利擁護支援が
35 実現されることになる。このような受任者調整の意義や重要性に鑑み
36 ると、後見人の適切な選任は、家庭裁判所や専門職団体だけに委ねられ

1 るものではなく、選任のプロセスにおいて、市町村・中核機関が果たす
2 べき役割も大きいとの指摘もされていることから、家庭裁判所では、受
3 任者調整会議の見学等の取組を通じて、受任者調整に関する理解を深
4 めている。

- 5 ・ 市民後見人がふさわしい事案における市民後見人の選任という観点
6 から、家庭裁判所においては、柔軟な選任形態（複数選任や後見監督人
7 の選任等）とする等の運用上の工夫が行われている。また、複数の家庭
8 裁判所において、専門職団体や中核機関との意見交換や、関係機関との
9 市民後見人リレーフローの共有等の取組を通じて、市民後見人へのリ
10 レーを可能とする環境づくりにも努めている。また、親族後見人が候補
11 者として挙げられている事案では、8割以上で親族後見人が選任され
12 ている。

13 14 【中間年度における評価】

15 家庭裁判所において、司法機関としての立場から可能な範囲で、現行法
16 の枠組みの中で様々な工夫が行われているが、適切な選任のための自律
17 的な検討がなお期待される状況にある。

18 19 【今後の対応】

20 後見人の選任は、家庭裁判所の判断事項であるものの、権利擁護支援チ
21 ームによる支援を踏まえた適切な選任が図られるためには、市町村・中核
22 機関による受任者調整会議の設置等、チームの形成支援に向けた環境の
23 整備が必要不可欠であり、市町村や中核機関にはチームの形成支援機能
24 の拡充に関する取組が求められる。家庭裁判所においては、権利擁護支援
25 チームの形成支援の観点を踏まえた受任者調整会議の意義や重要性につ
26 いて、同会議の見学等の取組を通じて、理解を深める等、引き続き、相互
27 理解を基盤とする地域連携の取組を続けることが期待される。また、最高
28 裁判所においては、家庭裁判所に対して、①選任の判断に当たり受任者調
29 整会議の結果を十分に考慮することや、②地域において選任の考慮要素
30 や選任イメージを共有することの重要性について、引き続き周知するこ
31 とが期待される。

32 なお、適切な選任等のためには、後記4（2）及び4（3）②のとおり、
33 専門職の質の向上や担い手の育成、報酬助成といった関係省庁及び専門
34 職団体による環境の整備が必要不可欠である。家庭裁判所においては、専
35 門職団体における研修や市民後見人養成研修等、関係機関が行う担い手
36 の確保・育成等の推進の取組についても引き続き積極的に協力すること

1 が期待される。

2
3 ② 後見人等に関する苦情等への適切な対応

4
5 【施策の進捗状況】

- 6 ・ 後見人等に関する苦情等への対応等、対応困難事案に関して、市町
7 村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにす
8 るための方策については、第二期計画に係る中間検証の準備のため、令
9 和4年度に立ち上げられた「地域連携ネットワークワーキング・グルー
10 プ」において、令和4年度から令和5年度までの間に、計4回の議論が
11 行われた。同ワーキング・グループにおいては、後見人等に関する苦情
12 等に対応する各関係機関の役割を踏まえた連携体制を明確にするとと
13 もに、後見人等を含む適切な権利擁護支援チームによる支援を確保す
14 ることによって、本人を中心とした権利擁護支援の推進を図る観点か
15 ら、「後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー(案)」
16 を作成し、モデルとなる地域で試行した。その際、最高裁判所において
17 試作した専門職後見人等の不適正・不適切な事務に関する連絡シート
18 が利用された。

19 上記試行においては、中核機関と専門職団体が適切に連携すること
20 によって、後見人の交代に至った事案があった。また、以下の点が確認
21 された。

- 22 i 成年後見制度の利用前に、本人のみならず家族を含めた課題が整
23 理され、本人について、成年後見制度の利用の必要性を含めた支援方
24 針の検討がされるとともに、権利擁護支援チームの形成支援を踏ま
25 えた受任者調整がなされる等、苦情を生じさせないための土壌の形
26 成が重要であること
- 27 ii 後見人も含めた権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すた
28 めのしくみ(権利擁護支援チームの自立支援機能)が必要であること
- 29 iii 中核機関を法定の機関として位置付け、その役割や機能を明らか
30 にする必要があること
- 31 iv 不適正・不適切な後見事務を疑わせる具体的事情がある場合でも、
32 地域全体としてどのような解決を図ることが適切かという観点から、
33 関係機関が連携して対応することが有効であること
- 34 ・ また、「後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー
35 (案)」の試行を踏まえ、厚生労働省においては、令和6年度、「中核機
36 関コーディネート機能強化事業」の支援メニューに、後見人の苦情対応

1 等にかかる関係機関間連携の構築等を内容とする取組を追加した。

2
3 **【中間年度における評価】**

4 対応困難事案への対応に関して、「地域連携ネットワークワーキング・
5 グループ」において試行を行ったが、現時点で、全国一律の連携フローを
6 画一的に運用することは困難であり、当面は地域の実情に応じた形で関
7 係機関間の相互理解を深める取組を進めていくことが肝要と考えられる。

8 なお、地域での取組が進むよう、厚生労働省において、中核機関に対す
9 る補助事業に、後見人等の苦情対応等にかかる関係機関間の連携の構築
10 等に資する補助メニューを追加した。

11
12 **【今後の対応】**

13 苦情を生じさせないための土壌を形成するとともに、後見人も含めた
14 権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すためのしくみづくりのた
15 めには、権利擁護支援チームの形成支援のみならず、同チームの自立に向
16 けた支援が行われるための環境の整備が必要不可欠であり、中核機関や
17 専門職等においては、引き続き、権利擁護支援チームの形成支援及び自立
18 支援に向けて取り組むことが期待される。

19 「後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー(案)」は、
20 モデルとなる地域で試験的に運用するために作成されたものであり、体
21 制整備の状況や関係機関間の連携の現状については、地域差もあるとこ
22 ろ、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関等においては、地域の実
23 情に応じて、関係機関間の相互理解を深めるための取組を進めていくこ
24 とが期待される。

25
26 **③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等**

27
28 **【施策の進捗状況】**

- 29 ・ 適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等については、第
30 二期計画に係る中間検証の準備のため、令和4年度に立ち上げられた
31 「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」におい
32 て、令和4年度から令和5年度までの間に計4回の議論が行われた。
- 33 ・ 令和6年2月に新設された法制審議会民法（成年後見等関係）部会に
34 において、成年後見人等の報酬の在り方も含め、成年後見制度の見直しに
35 に向けた調査審議が行われている。

36 また、法務省において、法律専門職である後見人が民事裁判等手続を

1 弁護士等に依頼する場合に、民事法律扶助の趣旨を没却しない範囲で、
2 どのような場合に代理援助を利用することが必要かつ相当と認められ
3 るのかについて、法テラス・日本弁護士連合会及び最高裁判所との間で
4 協議・検討を行っている。

- 5 ・ 厚生労働省においては、令和5年5月に「市町村長による成年後見制
6 度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利
7 用支援事業の推進について」（事務連絡）を発出し、成年後見制度利用
8 支援事業の対象として、「広く低所得者を含めること」「市町村長申立て
9 以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見
10 監督人等が選任される場合の報酬も含めること」等の留意事項を示し
11 た。
- 12 ・ 市町村において、令和5年5月に厚生労働省が発出した事務連絡等
13 も踏まえ、成年後見制度利用支援事業の要綱を改正する等、一定の改善
14 を図ってきている（市町村による成年後見制度利用支援事業の要綱等
15 の見直しに関するKPIについては、後記4（3）②を参照。）。
- 16 ・ 最高裁判所においては、運用改善に向けた取組として、身上保護事務
17 や意思決定支援に関する報告項目を新設する等の後見等事務報告書式
18 の見直しを実施した（令和7年4月から全国一斉に開始する予定。）。ま
19 た、報酬の算定は、家庭裁判所の判断事項であるものの、身上保護事務
20 の報酬算定では、個々の法律行為等の結果のみに着目して評価するの
21 ではなく、一連の身上保護事務のプロセス全体を見て評価すること、財
22 産管理事務の報酬算定では、資産額が非常に高額である事案について
23 は事務負担の程度等事案全体を見て評価するとともに、付加報酬につ
24 いては専門性を適切に評価するという観点から法テラスの代理援助立
25 替基準を参考にすることについて、各家庭裁判所の共通認識を得た。さ
26 らに、最高裁判所においては、報酬額について、できる限り予測可能性
27 を確保する観点から、報酬付与額の平均等の過去の実績を示すことを
28 検討している。

30 【中間年度における評価】

31 成年後見制度の見直しに向けた検討の際に報酬の在り方についても検
32 討を行うことについては、法務省を中心に、法制審議会民法（成年後見等
33 関係）部会等を通じて、着実に検討が進められている。

34 法律専門職である後見人による民事法律扶助利用の在り方については、
35 法務省において検討が進められているものの、なお、検討が必要である。

36 また、適切な報酬の算定に向けた検討については、最高裁判所におい

1 て、後見等事務報告書式の見直しが行われ、家庭裁判所において、報酬の
2 算定に係る今後の方向性について共通認識を得るに至る等、運用面から
3 の改善に向けた取組も進められている。さらに、最高裁判所において、報
4 酬付与額の平均等の過去の実績を示すことについて検討等が行われてい
5 るところであり、更なる運用面の改善も見込まれる。

6 成年後見制度利用支援事業の中で、申立費用助成及び報酬助成を対象
7 としている市町村は、令和6年4月1日時点で高齢者関係では、1,637市
8 町村(94.0%)、障害者関係では1,645市町村(94.5%)と増加している。
9 なお、利用支援事業の対象範囲や助成実績に地域差があるとの指摘につ
10 いては、市町村への財政支援も併せて、検討が必要である。

11 12 【今後の対応】

- 13 ・ 法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、国内外の動向も踏
14 まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われていると
15 ころであり、法務省においては、その調査審議の結果を基に所要の対応
16 を行う必要がある。

17 また、法務省においては、引き続き、総合法律支援法に基づく民事法
18 律扶助制度に関し、代理援助を利用することの要否・当否について検討
19 を深めていく必要がある。

- 20 ・ 厚生労働省においては、報酬の在り方の検討に併せて、市町村の成年
21 後見制度利用支援事業の対象範囲や助成実績について速やかに把握を
22 行い、地域差について明らかにするとともに、地域支援事業や地域生活
23 支援事業の必要な見直しを含めた検討を早期に行う必要がある。
- 24 ・ 各市町村においては、成年後見制度利用支援事業について必要な見
25 直しを早期に検討することが期待される。
- 26 ・ 最高裁判所においては、令和7年4月からの新しい報酬算定の在り
27 方の円滑な運用開始とその定着に向け、家庭裁判所に対し、必要な支援
28 を行っていくことが期待される。

29 30 ④ 適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組

31 32 【施策の進捗状況】

33 本人情報シートの更なる活用を推進する観点から、最高裁判所におい
34 ては、毎年、精神保健指定医研修会等において、本人情報シートの存在や
35 診断書を作成する際の有用性に関する説明を実施している。また、各家庭
36 裁判所において、医師への本人情報シートの提出について、申立人への手

1 続案内時に説明書やフローチャートを添付して丁寧に説明する等の工夫
2 を行っており、本人情報シートの家庭裁判所への提出割合は、現在、概ね
3 9割前後で推移している。

4 なお、最高裁判所・家庭裁判所における後見申立等に関するその他の取
5 組に関しては、前記2(2)③を参照。

7 【中間年度における評価】

8 本人情報シートの活用の促進について、本人情報シートの家庭裁判所
9 への提出割合は、現在、概ね9割前後で推移しており、全国的に定着して
10 いる状況にある。

12 【今後の対応】

13 本人情報シートの活用の促進について、引き続き、各家庭裁判所におい
14 て現状の取組を継続するとともに、最高裁判所においても家庭裁判所の
15 取組の支援を行っていくことが期待される。

17 (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等について

18 不正事案の発生を未然に防止する観点から、以下のような取組が実施
19 されている。なお、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり関係につ
20 いては、後記3を参照。

22 ① 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等

24 【施策の進捗状況】

- 25 ・ 預金取扱金融機関において、後見制度支援預貯金・後見制度支援信託
26 の導入が促進されており、令和5年3月末時点での導入割合は、70.3%
27 となっている。
- 28 ・ 各家庭裁判所において、後見制度支援信託等の利用が相当とうかが
29 われる事案については、後見人等に対して、これらの仕組みを導入して
30 いる金融機関の情報について案内を行っている。
- 31 ・ 令和5年1月、成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォロ
32 ーアップ会議が開催され、保佐・補助類型を中心とした後見制度支援預
33 貯金の導入状況等について情報共有が行われた。同会議では、事務負担
34 やシステム面での負担、費用対効果といった導入に向けた課題が挙げ
35 られたが、導入に向けて検討している金融機関が存在することが確認
36 された。

1
2 **【中間年度における評価】**

3 預金取扱金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の
4 導入割合は、令和5年3月末時点で70.3%となっており、近年、増加傾
5 向にあることから、金融機関における導入や改善の取組に一定の効果が
6 あったと考えられる。

7
8 **【今後の対応】**

9 関係省庁等においては、引き続き、後見制度支援信託・預貯金の導入を
10 促進するとともに、金融機関においても、関係省庁等と連携しながら、具
11 体的な運用の仕組みについて検討する等の対応が期待される。

12
13 **② 家庭裁判所の適切な監督に向けた取組**

14
15 **【施策の進捗状況】**

16 各家庭裁判所において、後見等監督人の選任や後見制度支援信託等の
17 利用指示等、不正防止に向けた取組を行っており、不正発生件数や被害額
18 については、平成26年をピークに大幅に減少し、近年は年100件前後で
19 推移している。

20 最高裁判所においては、家庭裁判所に対し、後見制度支援信託・後見制
21 度支援預貯金や後見監督人等の活用が難しい親族後見人等の事案につい
22 て、引き続き、適切な不正防止の取組が行われるよう周知した。

23
24 **【中間年度における評価】**

25 令和4年に計191件（被害額約7億5千万円）、令和5年には計184件
26 （被害額約7億円）と微減であり、下げ止まっている状態ではあるもの
27 の、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行された平成28年（計
28 502件（被害額約26億円））と比較すると、不正防止に向けた裁判所の取
29 組が効果を上げていると評価できる。

30
31 **【今後の対応】**

32 最高裁判所においては、引き続き、不正防止に向けた取組を継続させる
33 ことが期待される。また、保佐・補助類型を対象とする後見制度支援預金
34 の導入を検討している金融機関がある場合には、成年後見制度の運用機
35 能を担う家庭裁判所として、必要に応じて連携していくことが期待され
36 る。

1
2 ③ 専門職団体における取組
3

4 【施策の進捗状況】

5 ・ 日本弁護士連合会においては、平成26年1月以降、質が担保された
6 後見人等推薦名簿の整備、早期発見・早期対応のための家庭裁判所との
7 対応・調整関係の確立等の7項目からなる「弁護士後見人の不祥事防
8 止・早期対応策の取組」の実施を各弁護士会に要請し、不祥事防止策の
9 整備・強化を行うとともに、後見人等による故意の不祥事があった場合
10 に被害弁償を担保する「弁護士後見人等信用保証制度」により、未然防
11 止と事後救済の両輪での不正防止に向けた取組を実施している。また、
12 各弁護士会の取組として、弁護士後見人に対し、ケース会議の開催等
13 による認識の共有や役割分担の確認等について助言が行われている。

14 ・ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにおいては、新規
15 後見人等候補者名簿の登載要件として、後見業務への心構え・後見人の
16 倫理・同法人の業務報告制度等における研修単位の取得を必須とし、後
17 見の専門職としての意識を醸成することによって、受任前・養成の段階
18 における不正防止の取組を行っている。また、業務報告制度等により不
19 適正な後見事務の早期発見に取り組んでおり、家庭裁判所に対して、不
20 適正な事務を発見した場合の情報提供及び会員が後見人等候補者名簿
21 から削除された場合の通知を速やかに行っている。

22 また、所属会員が、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一員とし
23 て、地域における事例検討会、情報交換会等の構成員として参加し、権
24 利擁護の関係者と情報共有を行うとともに、個別の後見事件を受任し
25 た際には、これら関連団体との協力により後見業務を行うことができ
26 るよう、支援体制を整えている。令和4年度に開催したシンポジウムで
27 は、権利擁護支援チームの形成支援の取組に関して、先駆的な都市から
28 体制整備や実例の報告等が行われた。

29 ・ 公益社団法人日本社会福祉士会においては、それぞれの地域で家庭
30 裁判所との定期的な意見交換を行っている。

31 また、後見等を受任している会員に対して、活動報告書の定期的な提
32 出を義務付けており、提出された活動報告書については、それぞれの都
33 道府県社会福祉士会で複数の会員により確認を行い、必要に応じ、事例
34 検討会等への参加等の助言を行っている。

35
36 【中間年度における評価】

1 各専門職団体において、不正防止に向けた取組が継続的に実施され、全
2 体としては減少傾向にあるものの、専門職による不正事例の内訳を見て
3 みると、令和4年に計20件（被害額約2億1千万円）であったものが、
4 令和5年には計29件（被害額約2億7千万円）と増加している。また、
5 成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行された平成28年の調査結
6 果（計30件（被害額約9千万円））と比較しても、件数は同程度であるに
7 もかかわらず、被害額が約3倍となっており、専門職団体による不正防止
8 策に十分な効果があったと評価することは困難である。

9 10 【今後の対応】

11 専門職団体においては、引き続き、各団体における取組を促進するとと
12 もに、家庭裁判所との連携強化に取り組むことが期待される。

13 また、専門職団体においては、引き続き、研修の実施、シンポジウムの
14 開催等の周知活動、及び会員に対する情報提供を行うとともに、権利擁護
15 の担い手として、権利擁護支援の地域ネットワークに積極的に関わるこ
16 とができるよう支援・助言することが期待される。

17 18 ④ 成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討

19 20 【施策の進捗状況】

21 利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには、不正防
22 止策に加えて、後見事務に起因して生じた損害を補償する保険等の適切
23 な事後救済策も重要であり、各専門職団体においては、以下の取組を実施
24 している。

- 25 ・ 日本弁護士連合会においては、令和2年10月から、後見人等による
26 故意の不祥事があった場合にも被害弁償を担保する「弁護士後見人等
27 信用保証制度」の運用を開始している。
- 28 ・ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにおいては、同法
29 人の後見人等候補者名簿登載会員が、不正を行い成年後見制度利用者
30 に損害を与えた場合の交付金制度を導入するとともに、同制度につい
31 て、最高裁判所を通じて全国各地の家庭裁判所に周知を行っている。
- 32 ・ 公益社団法人日本社会福祉士会においては、平成11年に保険会社と
33 協議し、保険の開発を行った。また、平成22年から、保険事故では補
34 償ができない事由に対して被害者救済のための基金を運用している。

35 36 【中間年度における評価】

1 各専門職団体において、それぞれの制度等が導入され、運用が行われて
2 おり、利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするための環
3 境づくりが進められているが、第二期基本計画以降の新たな取組の事実
4 は確認されていない。

6 【今後の対応】

- 7 ・ 専門職団体においては、引き続き、各団体の取組を促進や定着を図る
8 とともに、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。
- 9 ・ 関係省庁等においては、専門職団体の検討状況等を踏まえ、それぞ
10 の所掌業務に応じて、必要な対応を行うことが期待される。

12 (4) 各種手続における後見事務の円滑化等について

14 【施策の進捗状況】

15 成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって不利
16 益を被ることのないよう、関係省庁において、以下のような取組を実施し
17 ている。

- 18 ・ 厚生労働省においては、成年後見制度利用促進ポータルサイトにお
19 いて、対象別（①本人・家族、地域の関係機関向け、②支援を検討して
20 いる方（市民後見人、法人後見）向け、③後見人等向け、④地方公共団
21 体・中核機関向け）に、成年後見制度利用促進に資する情報を掲載し、
22 最新の情報や知見が全国的に共有されるよう努めている。

23 なお、地方公共団体・中核機関向けのページには、成年後見制度利用
24 促進体制整備研修で使用した資料や動画も併せて掲載し、地方公共団
25 体・中核機関等職員の理解の促進や更なるスキル向上を図る機会の提
26 供に努めている。

- 27 ・ 金融庁においては、令和4年4月、主要行等、全国地方銀行協会、第
28 二地方銀行協会、信託協会との意見交換会において、成年後見制度の理
29 解の促進や、高齢者等のニーズに適確に対応した金融サービスの提供
30 に向けた取組を継続するよう要請を行った。

31 また、同庁においては、令和4年6月、生命保険協会、日本損害保険
32 協会との意見交換会において、成年後見制度に関する保険会社職員等
33 の理解や高齢者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を促進す
34 るよう要請を行った。

36 【中間年度における評価】

1 厚生労働省においては、成年後見制度利用促進ポータルサイトの掲載
2 内容を充実させ情報発信を行う等、成年後見制度の理解の促進に資する
3 取組を行うとともに、金融庁においては、金融業界に対する複数回の要請
4 を行っており、一定の評価ができる。

6 【今後の対応】

7 関係省庁においては、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用し
8 たことによって不利益を被ることのないよう、引き続き、様々な機会を促
9 え、成年後見制度に関する理解の促進に努めていく必要がある。

11 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

13 【施策の進捗状況】

14 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域
15 に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参
16 加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分
17 野・主体が連携する仕組みづくりが行われている。

18 ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり及び同ネットワーク 19 の機能を強化するための取組

20 (ア) 地方公共団体

- 21 ・ 市町村においては、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部
22 局が有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関
23 係者との連携を調整する必要性等から、協議会及び中核機関の整
24 備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り
25 組むとの観点から、また、都道府県においては、市町村単位では解
26 決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携
27 確保等、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を
28 主導的に果たすとの観点から、権利擁護支援を行う3つの場面にお
29 ける「支援」機能に留意しつつ、「包括的」「多層的」な権利擁護支
30 援の地域連携ネットワークづくりに取り組んでいる。

31 (イ) 関係省庁

- 32 ・ 厚生労働省においては、以下の取組を実施している。
 - 33 i 「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」により、市町村に
34 おける中核機関の整備を促進するとともに、中核機関を整備済み
35 の市町村に対しては、中核機関における調全体制や後見人の苦情
36 対応等にかかる関係機関間連携体制の構築等の中核機関による

1 コーディネート機能の更なる強化の促進を図っている。また、中
2 核機関の整備状況が十分でない市町村における体制整備を後押
3 しするため、同事業を通じ、都道府県単位の協議会を設置し、法
4 律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設ける取組を促
5 進する等、都道府県による市町村支援機能の強化の促進も図っ
6 ている。

7 ii 中山間地、離島等の市町村において、法律専門職等の地域偏在
8 により支援が受けにくい状況等を解消するため、「互助・福祉・司
9 法における権利擁護支援の機能強化事業」により、地方公共団
10 体がオンラインによる相談等を実施できるような体制整備等の促
11 進を図っている。

12 iii 「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」の実施を通じ、地
13 方公共団体職員・中核機関職員・都道府県アドバイザーに対し、
14 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、中核機関のコー
15 ディネート機能の強化に資する内容の研修を実施している。

16 iv 市町村・中核機関における相談体制の強化を図る観点から、全
17 国権利擁護相談窓口（K-ねっと）を開設し、中核機関等のみで
18 は解決できない課題について専門的な助言を行うとともに、相談
19 対応を通じて各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワ
20 ークづくりの促進に努めている。

21 v 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおいて、対象別（①本
22 人・家族、地域の関係機関向け、②支援を検討している方（市民
23 後見人、法人後見）向け、③後見人等向け、④地方公共団体・中
24 核機関向け）に、成年後見制度利用促進に資する情報を掲載し、
25 最新の情報や知見が全国的に共有されるよう努めている。なお、
26 地方公共団体・中核機関向けのページには、成年後見制度利用促
27 進体制整備研修で使用した資料や動画を掲載することにより、地
28 方公共団体・中核機関等職員における理解の促進や更なるスキル
29 向上を図る機会の提供に努めている。

30 (ウ) 家庭裁判所

- 31 ・ 家庭裁判所においては、尊厳のある本人らしい生活の継続を実現
32 することができるよう、成年後見制度の適切な運用・監督を行うこ
33 とが期待されているが、このような観点を踏まえ、意思決定支援や、
34 権利擁護支援チームによる支援の重要性について理解を深めてい
35 る。また、権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報
36 を共有し、これらも含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人

1 等の適切な選任を行うという観点から、チーム形成に向けた受任者
2 調整のプロセスへの理解が期待されているところ、支部や出張所を
3 含め、受任者調整会議の見学の取組を進めている。

- 4 ・ 複数の家庭裁判所では、家庭裁判所が後見人を選任する際の考慮
5 要素をできる限り共有したり、個人情報を含まない模擬事例の検討
6 を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深めている。
- 7 ・ 複数の家庭裁判所において、専門職団体・中核機関との意見交換
8 や、関係機関との市民後見人リレーフローの共有等の取組を通じて、
9 後見人等の交代に関するイメージの共有を進めるとともに、交代を
10 検討すべき時期が到来した際に、家庭裁判所と中核機関が適時・適
11 切に連絡できるしくみを整えている。
- 12 ・ 家庭裁判所では、地方公共団体や中核機関等に対して、講師派遣
13 や統計データの提供を行っている。
- 14 ・ 家庭裁判所においては、支部や出張所を含め、地方公共団体や中
15 核機関、専門職団体との間で意見交換会等を実施するとともに、地
16 方公共団体等が主催する協議会（個別事案を取り扱う会議は除く。）
17 にもオブザーバー参加する等の取組を行っている。また、裁判所内
18 部の研究会等においても、福祉・行政等との「相互理解」をテーマ
19 として意見交換を行う等、関係機関との連携の重要性について理解
20 を深める取組を実施している。

21 (I) 専門職団体

- 22 ・ 各弁護士会においては、都道府県や市町村の中核機関における運
23 営や専門相談、権利擁護支援の地域連携ネットワークの協議会への
24 参加を積極的に行っている。また、都道府県に対して、権利擁護ア
25 ドバイザーを派遣し、研修受講や必要な助言等を行う等の取組を実
26 施している。
- 27 ・ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにおいては、
28 各支部の利用促進法対応・地域連携担当者（地域における権利擁護
29 支援の地域連携ネットワークの中核機関が主催する協議会、支援検
30 討会議、受任調整会議等に参加している支部の役員、委員等）を主
31 な対象者として、「支部利用促進法対応担当者会議」を開催し、市
32 民後見人育成事業、地域における法人後見事業拡大の取組、日常生
33 活自立支援事業、身元保証等高齢者サポート事業、持続可能な権利
34 擁護支援モデル事業等の現状と課題についての解説を行うとともに
35 に、各地における取組状況の報告や意見交換を実施する機会の提供
36 を行った。

- 1 ・ 公益社団法人日本社会福祉士会においては、令和5年度に「都道
2 府県体制整備支援プロジェクト」を立ち上げ、年間4回の勉強会を
3 開催し、各都道府県における地域の仕組みづくりの方法や、地域連
4 携ネットワークの立ち上げや参画方法等について、報告が行われた。
5 また、都道府県の窓口として、全都道府県に相談窓口（「ぱあとな
6 あ」）を設置するとともに、都道府県や市町村にアドバイザーを派
7 遣する人材育成の取組も実施している。このほか、令和6年度に「中
8 核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」を実
9 施し、中核機関における具体的な役割と機能に関する調査研究報告
10 書を取りまとめる予定である。

11 イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- 12 ・ 厚生労働省において、令和3年に発出した「重層的支援体制整備
13 事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」（令和3年
14 3月31日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長ほか連名通知）につ
15 いて、引き続き、周知を行うことにより、市町村における両制度の
16 連携促進を図っている。

17 また、同省において、令和5年度に実施した社会福祉推進事業（社
18 会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関
19 する調査研究等）において、包括的な支援体制の整備に関する好事
20 例を収集し、市町村等に対して情報提供を行った。

21 令和6年6月に同省が立ち上げた「地域共生社会の在り方検討会
22 議」において、権利擁護支援の観点も含め、包括的な支援体制の整
23 備や重層的体制整備支援事業の在り方等について検討を行っている。

- 24 ・ さらに、同省においては、「成年後見制度と権利擁護支援策等の連
25 携強化事業」や「成年後見制度利用促進体制整備研修」等を通じて、
26 都道府県・市町村職員等に対し、成年後見制度の関連諸制度との連
27 携に関する考え方等の普及・浸透を図っている。

28
29 【KPIの達成状況】

30 市町村による成年後見制度や相談窓口の周知状況については、令和6
31 年4月1日時点で1,741市町村中、1,658市町村（約95.2%）となってい
32 る。

33 市町村による中核機関の整備状況については、令和6年4月1日時点
34 で1,741市町村中、1,187市町村（約68.2%）となっている。

35
36 【中間年度における評価】

1 市町村による成年後見制度や相談窓口の周知については、相当程度の
2 進展が見られるものの、KPIについては達成できない見込みである。

3 また、市町村による中核機関の整備については、令和6年4月1日時点
4 で、1,187市町村と、一定の進捗は見られるものの、いまだ未整備の市町
5 村も多く、特に、人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、KPI
6 は達成できない見込みである。

7 中核機関については、「小さく産んで大きく育てる」との方針で整備を
8 進めてきたこともあり、中核機関を整備済みである市町村であっても、相
9 談支援機能を有しているにとどまり、チームの形成支援や自立支援まで
10 の機能を有していない中核機関が多い。相談支援を行っている中核機関
11 についても、アウトリーチの相談を実施するまでには至っていない。

12 13 【今後の対応】

- 14 ・ 市町村においては、引き続き、協議会及び中核機関の整備等の地域連
15 携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地
16 域連携ネットワークを包括的なものとするため、介護・障害・生活困
17 窮・子育て等の各分野と有機的に連携できる体制づくりとなるよう留
18 意する必要がある。
- 19 ・ 都道府県においては、引き続き、市町村では担えない地域連携ネット
20 ワークづくりの役割を主導的に果たし、小規模市町村を始めとする市
21 町村に対する体制整備支援の機能を強化による地域連携ネットワー
22 ークづくりの促進に取り組む必要がある。その際、市町村による「包括的」
23 な支援体制では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うこ
24 とができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとなるよう留意する必要
25 がある。
- 26 ・ 厚生労働省においては、引き続き、各種取組等の実施を通じて、権利
27 擁護支援に関する事業間の連携や、権利擁護支援の地域連携ネットワ
28 ークづくりを推進するとともに、権利擁護支援を行う3つの場面にお
29 ける「支援」機能（「権利擁護の相談支援」機能、「権利擁護支援チーム
30 の形成支援」機能、「権利擁護支援チームの自立支援」機能）の強化・
31 充実のための取組を検討する必要がある。

32 また、成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利
33 用できるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明ら
34 かにする必要がある。そのため、中核機関の位置付け及びその役割・名
35 称や、地域における包括的・多層的な支援体制の在り方等については、
36 「地域共生社会の在り方検討会議」において、これまでの検討結果や委

1 員から出された意見等を適切に踏まえ、令和7年夏目途のとりまとめ
2 に向けて検討を進め、令和7年夏以降、関係審議会での議論を経て、厚
3 生労働省において、その結果を基に所要の対応を行う必要がある。その
4 際、他機関との情報のやり取りや個人情報の取扱いの整理に留意する
5 必要がある。

- 6 ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに当たっては、地域の
7 実情に応じ、様々な公的機関・民間団体・特定非営利法人・専門職団体
8 等との更なる連携を図っていくことが期待される。
- 9 ・ なお、司法と福祉の連携を図るためには、相互理解を深めるとともに、
10 福祉・行政等による「支援」機能と、家庭裁判所による成年後見制度の
11 「運用・監督」機能が、適切な役割分担の下、それぞれの役割を果たす
12 とともに、必要に応じて連携することが期待される。なお、そのような
13 連携を図るためには、福祉・行政等から家庭裁判所に対して適時・適切
14 な連絡がなされるのみならず、家庭裁判所から福祉・行政等に対して適
15 時・適切な連絡を可能とするためのしくみを整える必要がある。
- 16 ・ 全国の市町村で中核機関が相当程度整備されてきている中で、専門
17 職団体においては、各機能の充実や司法との連携のために、より市町村
18 や都道府県等と連携・協力できる方策を模索していくことが期待され
19 る。

21 4 優先して取り組む事項

23 (1) 任意後見制度の利用促進について

25 ① 周知・広報等に関する取組

27 【施策の進捗状況】

28 法務省においては、任意後見制度の周知・広報を図る観点から、以下の
29 取組を実施している。

- 30 i 法務局、専門職団体、市町村、社会福祉協議会、公証役場等へのリー
31 フレット・ポスターの配布
- 32 ii 周知用動画の作成

34 【KPIの達成状況】

35 任意後見制度の周知・広報については、令和6年4月1日時点で1,741
36 市町村中、1,188市町村(約68.2%)、50法務局及び地方法務局中、50法

1 務局及び地方法務局(100%)、286 公証役場中、286 公証役場(100%)、と
2 なっている。

3 4 【中間年度における評価】

5 法務省において、法務局、専門職団体、市町村、社会福祉協議会、公証
6 役場等へ幅広く周知・広報活動が実施されている。

7 K P I に関して、任意後見制度の周知・広報について、法務局及び地方
8 法務局並びに公証役場については達成済みであるが、市町村については
9 達成できない見込みである。

10 なお、任意後見制度の利用者数については微増傾向にとどまっている
11 (令和4年12月末時点：2,739人、令和5年12月末時点：2,773人)。

12 13 【今後の対応】

- 14 ・ 任意後見制度の周知・広報を実施していない市町村においては、今後、
15 周知・広報の取組を実施することが期待される。
- 16 ・ 法務省においては、引き続き、任意後見制度に関する周知活動を積極
17 的に実施するとともに、他制度と連携した周知広報の実施についても
18 検討する必要がある。

19 20 ② 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

21 22 【施策の進捗状況】

23 ア 関係省庁等における取組

- 24 ・ 任意後見契約締結時等における公証人による説明や、権利擁護支援
25 チームによる見守り等の対応が行われている。
- 26 ・ 法務省においては、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保
27 するため、令和4年12月、任意後見監督人が選任されていない任意後
28 見契約の委任者(本人)及び受任者に対し、任意後見監督人の選任の
29 申立てを促す文書を送付した(令和3年度に引き続いて実施)。あわ
30 せて、任意後見制度の利用状況に関する意識調査を実施したところ、
31 制度に関する理解の不十分さが原因と思われる回答があった。

32 なお、任意後見制度の見直しに関しては、令和6年2月に新設され
33 た法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、調査審議が行われ
34 ている。

- 35 ・ 金融庁においては、令和3年2月に一般社団法人全国銀行協会が発
36 出した「地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考

1 え方」を踏まえ、金融機関において、高齢者等の権利擁護に配慮した
2 取組が実施されているか、対応の状況等を注視している。

3 イ 専門職団体における取組

- 4 ・ 日本弁護士連合会においては、日本弁護士連合会及び各弁護士会が
5 実施している任意後見制度の研修等において、任意後見契約書の契約
6 条項に、任意後見受任者による申立て義務を盛り込むよう推奨すると
7 ともに、本人の意向を尊重しながら、速やかな申立てに繋げるよう周
8 知を図っている。
- 9 ・ 日本司法書士会連合会においては、司法書士行為規範第 72 条にお
10 いて、会員に対して、本人の判断能力低下時に、任意後見契約の効力
11 を生じさせる等、遅滞なく適切な措置を取る義務を定めている。これ
12 を受けて公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにおいて
13 は、任意後見受任者に申立て義務を課す条項の記載を推奨する任意後
14 見契約の書式案を会員に提供し、対応を促している。
- 15 ・ 公益社団法人日本社会福祉士会においては、都道府県社会福祉士会
16 において定期的に活動報告書の提出を求めており、任意後見契約につ
17 いては、本人の判断能力の状況や環境の変化等も報告を受け、監督人
18 選任の必要がある場合には適切に選任申立てを行うよう助言を行っ
19 ている。また、任意後見契約締結前の事前報告を求め、本人の判断能
20 力等から任意後見契約の妥当性を客観的に確認する仕組みも設けて
21 いる。

22 23 【中間年度における評価】

24 任意後見制度等の見直しの検討については、法務省を中心に、着実に検
25 討が進められている。

26 27 【今後の対応】

- 28 ・ 法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、国内外の動向も踏
29 まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われていると
30 ころであり、法務省においては、その調査審議の結果を基に所要の対応
31 を行う必要がある。
- 32 ・ 公証役場においては、引き続き、任意後見契約の内容や本人の判断能
33 力が低下した場合に速やかに任意後見監督人の選任申立をする必要が
34 あることの丁寧な説明を行っていく必要がある。
- 35 ・ 権利擁護支援チームによる見守り等の権利擁護支援の地域連携ネッ
36 トワークに関する取組に関しては、前記 3 を参照。

- 1 ・ 金融庁においては、引き続き、金融機関における対応状況等を注視し、
- 2 状況に応じ、所要の対応を行う必要がある。
- 3 ・ 専門職団体においても、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用が
- 4 確保されるよう、各団体における適正な運用の確保に関する取組を促
- 5 進していくことが期待される。

7 (2) 担い手の確保・育成等の推進について

9 ① 市民後見人の育成・活躍支援

11 【施策の進捗状況】

12 厚生労働省においては、市民後見人の育成のための研修費用に対する

13 国庫補助を行い、市民後見人の育成の推進に向けた支援を行っている。

14 市民後見人の養成者（累計）は、令和5年4月1日時点で 23,323 人、

15 令和6年4月1日時点では 25,607 人と増加している一方で、養成修了者

16 のうち、成年後見人等の受任者は、令和5年4月1日時点で 8.2%、令和

17 6年4月1日時点で 8.0%である。

18 厚生労働省において、令和4年度に市民後見人養成のための基本カリ

19 キュラムに意思決定支援を含める等の見直しを行い、令和5年度には、基

20 本カリキュラムの見直しに合わせた市民後見人の養成テキストの改訂を

21 行うとともに、市民後見人の活躍推進に係る調査研究を実施した。調査研

22 究では、養成研修終了後における地域での活動状況として、市民後見人の

23 ほか、法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、認知症サ

24 ポーターや地域でのボランティアとしての活動等を行っていることが明

25 らかとなった。

27 【KPIの達成状況】

- 28 ・ 都道府県による担い手の育成方針の策定については、令和6年4月
- 29 1日時点で 47 都道府県中、18 都道府県(約 38.3%)となっている。
- 30 ・ 都道府県における市民後見人養成研修の実施については、令和6年
- 31 4月1日時点で 47 都道府県中、16 都道府県(約 34.0%)となっている。

33 【中間年度における評価】

34 市民後見人の養成修了者の増加に対し、成年後見人等の受任者が少な

35 いことについては、受任後のバックアップ体制が不十分との指摘がある。

36 また、市民後見人養成修了者に係る活動の実態は、明らかになっている

1 ものの、活躍の推進策については検討が必要である。

2 なお、都道府県による担い手の育成方針の策定については、令和6年度
3 中に40都道府県（約85.1%）が策定（予定を含む）である。また、市民
4 後見人養成研修の実施については、令和6年度中に23都道府県（約
5 48.9%）が実施（予定を含む）であり、さらなる取組みの推進に向けた検
6 討が必要である。

7 8 【今後の対応】

9 厚生労働省においては、市民後見人受任後における支援体制の在り方
10 や市民後見人の活躍推進に向けた好事例等について明らかにするととも
11 に、後見人等の担い手としてだけでなく、市民後見人の特性を活かした地
12 域での幅広い権利擁護支援の担い手としての活躍の場を提供できるよう
13 な方策について、検討を進めていく必要がある。

14 15 ② 法人後見の担い手の育成

16 17 【施策の進捗状況】

- 18 ・ 厚生労働省においては、法人後見の立ち上げ支援等に対する国庫補
19 助を実施する等、法人後見を行う団体の育成を推進により、法人後見の
20 実施法人は、令和5年4月1日時点は1,231法人、令和6年4月1日
21 時点は1,317法人と増加している。

22 また、厚生労働省において、令和5年2月に「都道府県による法人後
23 見養成研修の推進について」（事務連絡）を発出し、都道府県が行う法
24 人後見養成に係る研修カリキュラム例等を示すとともに、研修の実施
25 に当たっては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体等と連携するよ
26 う依頼している。

- 27 ・ 法人後見の担い手となり得る社会福祉連携推進法人については、令
28 和4年4月の社会福祉連携推進法人制度の施行以降、令和6年9月末
29 時点で22法人が認定されている。
- 30 ・ 令和3年の銀行法等の改正により、銀行の子会社等において、「成年
31 後見人等の事務を行う業務」を行うことができるようになったが、令和
32 6年3月末時点で同業務を行う銀行の子会社は確認されていない。

33 34 【KPIの達成状況】

- 35 ・ 都道府県による担い手の育成方針の策定については、令和6年4月
36 1日時点で47都道府県中、18都道府県（約38.3%）となっている。（再

1 掲)

- 2 ・ 都道府県における法人後見養成研修の実施については、令和6年4
3 月1日時点で47都道府県中、22都道府県(約46.8%)となっている。

4
5 **【中間年度における評価】**

6 厚生労働省において、国庫補助事業や法人後見養成に係る研修カリキ
7 ュラム例の周知等の対応が行われていることや実施法人数が一定程度増
8 加している事実が認められる。

9 また、都道府県による担い手の育成方針の策定については、令和6年度
10 中に40都道府県(約85.1%)が策定(予定を含む)、都道府県における法
11 人後見養成研修の実施については、令和6年度中に30都道府県(約
12 63.8%)が実施(予定を含む)する等、一定の推進が図られてきている。

13 しかしながら、法人後見の推進については十分な進展があるとまでは
14 言えず、法人後見の運営の実態把握や必要な周知等を行いながら、研修実
15 施の推進や担い手の推進方策の検討が必要である。

16
17 **【今後の対応】**

18 厚生労働省においては、引き続き、法人後見の担い手の育成を図ってい
19 く必要がある。その際、法人後見の活動・運営状況について、実態の把握
20 に努めるとともに、研修実施に取り組む必要がある。

21 また、厚生労働省においては、社会福祉連携推進法人による法人後見の
22 取組が進むよう、社会福祉連携推進法人の設立支援や関連制度の周知及
23 びその活用を図っていく必要がある。

24 このほか、法人後見の適正な実施を図る観点から、厚生労働省において
25 は、法人後見に関するガイドラインの作成等、法人後見の担い手の推進方
26 策についても検討する必要がある。

27
28 **③ 専門職後見人の確保・育成等**

29
30 **【施策の進捗状況】**

31 **ア 専門職団体による専門職後見人の確保・育成策**

32 専門職後見人の確保・育成を図る観点から、専門職団体が実施するシ
33 ンポジウムや地方公共団体が主催する事例検討会等において、専門職後
34 見人の実務運用上の課題につき、日本弁護士連合会、日本司法書士会連
35 合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法
36 人日本社会福祉士会等との間で、知見の共有や情報交換等が積極的に

1 われている。

2 イ 研修等の実施

- 3 ・ 日本弁護士連合会においては、会員向けeラーニング教材について、
4 身上保護と財産管理の両方を重視した内容にするとともに、各弁護士
5 会の名簿登載要件研修でも身上保護を重視した研修を実施している。
- 6 ・ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにおいては、令
7 和5年4月に研修制度を見直し、家庭裁判所に提出する後見人等候補
8 者名簿の新規登載や更新の際に受講が必要な研修の内容に「意思決定
9 支援」を追加するとともに、全国の支部にDVDやeラーニング教材と
10 して提供した。また、厚生労働省が実施する意思決定支援に関する研
11 修の内容を踏まえ、研修講師養成のための「意思決定支援研修講師養
12 成研修」を実施している。
- 13 ・ 公益社団法人日本社会福祉士会においては、全国の社会福祉士に対
14 して、地域特性に応じた独自の工夫を凝らしたセミナーの開催や研修
15 の実施等を行っている。また、各都道府県社会福祉士会において、毎
16 年の名簿登録更新のために必要な研修を実施しているほか、公益社団
17 体法人日本社会福祉士会としての標準的モデルを示すことについても
18 検討を行っている。

19 ウ 市民後見人等への支援

- 20 ・ 日本弁護士連合会においては、全国の市町村等における市民後見人
21 の育成に積極的に協力している。また、各弁護士会においては、都道
22 府県や市町村に対し、養成講座の講師、市民後見登録バンクの運営へ
23 の関与、市民後見人への専門相談等の協力を実施している。
- 24 ・ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにおいては、市
25 民後見人、中核機関や地方公共団体、専門職を対象としたシンポジウ
26 ムを開催し、市民後見人の養成・育成、その活躍の支援等について幅
27 広く情報提供を行っている。また、専門職を対象とした研修会やディ
28 スカッションの開催等を通じ、地域の市民後見人の活動状況や、市民
29 後見人の役割・制度について理解促進を図っている。
- 30 ・ 公益社団法人日本社会福祉士会においては、地域住民(市民後見人、
31 当事者等)の活躍支援を推進しており、専門職自らが後見人等を受任
32 するだけでは地域に求められる役割を担えないことについて、毎年開
33 催する「都道府県ぱあとなあ連絡協議会」等で周知している。

34
35 【中間年度における評価】

36 専門職団体において、専門職後見人の確保・育成に向けた様々な取組が

1 実施されているにとどまらず、市民後見人等への支援にも取り組んでお
2 り、専門職団体としての責務を十分に果たしている。

3 4 【今後の対応】

5 専門職団体においては、更なる効果的な研修を実施することにより、専
6 門職後見人の確保・育成を図っていくことが期待される。

7 また、専門職団体においては、これまで後見人等として活動してきた経
8 験を活かし、引き続き、市民後見人や親族後見人の活躍支援を担うことが
9 期待される。

10 11 (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進につい 12 て

13 14 ① 市町村長申立ての適切な実施

15 16 【施策の進捗状況】

- 17 ・ 老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する
18 法律に基づき、全国の市町村において、高齢者、障害者等の福祉を図
19 るために特に必要があるときは、市町村長申立てが実施されている。
- 20 ・ 厚生労働省においては、令和5年5月、「市町村長による成年後見制
21 度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利
22 用支援事業の推進について」（事務連絡）を発出し、市町村長申立ての
23 適切な実施に向けた要綱の整備・改正を依頼するとともに、市町村長申
24 立てに関する各市町村の要綱やマニュアル等の好事例を周知した。

25 26 【KPIの達成状況】

27 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施については、令和
28 6年4月1日時点で47都道府県中、43都道府県(約91.5%)となってい
29 る。

30 31 【中間年度における評価】

32 市町村長申立てに係る実施要綱やマニュアル等を整備している市町村
33 は令和5年度末で1,365市町村(78.4%)と増加している。また、KPI
34 に関し、都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施も、令和6年
35 4月1日時点で91.5%と増加しており、令和6年度中に、全都道府県で
36 研修を実施予定としている。

1 一方で、市町村長申立てに関する要綱の詳細な内容及び運用の実態の
2 把握や、市町村に与えられる権限が拡充された場合の市町村の体制や業
3 務量の増加の把握については、検討が必要である。

4 5 【今後の対応】

6 厚生労働省においては、市町村長申立てに関する要綱の内容及び運用
7 の実態について把握すると共に、運用改善に向けた課題を早期に明確に
8 し、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用
9 できるようにするための方策について検討を行う必要がある。

10 また、市町村に与えられる権限の拡充については、市町村としての体制
11 の確保や業務量を踏まえ、成年後見制度の見直しの検討状況に合わせた
12 検討を行う必要がある。

13 14 ② 成年後見制度利用支援事業の推進

15 16 【施策の進捗状況】

- 17 ・ 厚生労働省においては、令和5年5月に「市町村長による成年後見制
18 度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利
19 用支援事業の推進について」（事務連絡）を発出し、成年後見制度利用
20 支援事業の対象として、「広く低所得者を含めること」「市町村長申立て
21 以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見
22 監督人等が選任される場合の報酬も含めること」等の留意事項を示し
23 た。（再掲）
- 24 ・ 市町村において、令和5年5月に厚生労働省が発出した事務連絡等
25 も踏まえ、成年後見制度利用支援事業の要綱を改正する等、一定の改善
26 を図ってきている。（再掲）

27 28 【KPIの達成状況】

29 市町村による成年後見制度支援事業の要綱等の見直しについて、令和
30 6年4月1日時点で、令和4年度から令和6年度までに成年後見制度支
31 援事業の要綱等の見直しを実施したことがある（予定を含む）市町村は、
32 以下のとおりである。

33 i 高齢者関係

34 申立費用 1,741市町村中、625市町村(約35.9%)

35 なお、令和3年度以前に見直しを実施等 557市町村(約32.0%)

36 報酬 1,741市町村中、711市町村(約40.8%)

- 1 なお、令和3年度以前に見直しを実施等 532 市町村(約 30.6%)
- 2 ii 障害者関係
- 3 申立費用 1,741 市町村中、619 市町村(約 35.6%)
- 4 なお、令和3年度以前に見直しを実施等 571 市町村(約 32.8%)
- 5 報酬 1,741 市町村中、710 市町村(約 40.8%)
- 6 なお、令和3年度以前に見直しを実施等 530 市町村(約 30.4%)

7

8 **【中間年度における評価】**

9 成年後見制度利用支援事業の中で、申立費用助成及び報酬助成を対象

10 としている市町村は、令和6年4月1日時点で高齢者関係では 1,637 市

11 町村(94.0%)、障害者関係では 1,645 市町村(94.5%)と増加している。

12 なお、利用支援事業の対象範囲や助成実績に地域差があるとの指摘につ

13 いては、市町村への財政支援も併せて、検討が必要である。(再掲)

14

15 **【今後の対応】**

16 厚生労働省においては、報酬の在り方の検討に併せて、市町村の成年後

17 見制度利用支援事業の対象範囲や助成実績について速やかに把握を行い、

18 地域差について明らかにするとともに、地域支援事業や地域生活支援事

19 業の必要な見直しを含めた検討を早期に行う必要がある。(再掲)

20 各市町村においては、成年後見制度利用支援事業について必要な見直

21 しを早期に検討することが期待される。(再掲)

22

23 **(4) 地方公共団体による行政計画等の策定について**

24

25 **【施策の進捗状況】**

- 26 ・ 市町村においては、成年後見制度の利用の促進に関する施策につい
- 27 ての取組方針として、市町村計画の策定を進めている。
- 28 ・ 都道府県においては、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営
- 29 の方針等を内容とする取組方針の策定を進めている(令和6年4月1
- 30 日時点で 28 都道府県(約 59.6%))。

31

32 **【KPIの達成状況】**

33 市町村による計画策定・第二期基本計画に基づく必要な見直しについ

34 ては、令和6年4月1日時点で 1741 市町村中、1,358 市町村(約 78.0%)

35 となっている。

1 【中間年度における評価】

2 K P I に関し、市町村において、市町村計画の策定や第二期基本計画に
3 基づく必要な見直しが実施されているものの、十分であるとは言えず、K
4 P I を達成できない見込みである。

5 また、都道府県における取組方針についても、策定が進められている
6 が、令和6年度時点においても、検討に着手していない都道府県が存在し
7 ている。

8
9 【今後の対応】

10 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに主体的な役割を果たす
11 ことが期待される市町村・都道府県においては、地域の実情を踏まえた上
12 で、市町村計画や取組方針等において、地域連携ネットワークづくりに段
13 階的・計画的に取り組むための方針を示すことが望ましい。

14 また、厚生労働省においては、引き続き、市町村・都道府県における行
15 政計画等の策定及びその内容の充実のための支援を行う必要がある。

16
17 (5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
18 について

19
20 【施策の進捗状況】

- 21 ・ 都道府県においては、市町村に対する研修（市町村申立て、成年後見
22 制度や権利擁護支援の必要性、意思決定支援等）を継続的に実施してい
23 る（令和6年4月1日時点の取組状況は、市町村申立て（43 都道府県
24 （約 91.5%））、成年後見制度や権利擁護支援の必要性（41 都道府県（約
25 87.2%））、意思決定支援（34 都道府県（約 72.3%））。

26 また、都道府県においては、管内市町村からの相談に適切に対応する
27 ための相談窓口の設置や、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門
28 アドバイザーの配置も進めている（令和6年4月1日時点で、相談窓口
29 の設置につき 31 都道府県（約 66.0%）、権利擁護支援アドバイザーの配
30 置につき 25 都道府県（約 53.2%）、体制整備支援アドバイザーの配置に
31 つき 35 都道府県（約 74.5%））。

32 加えて、都道府県においては、都道府県が行った支援の振り返りと意
33 見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニ
34 ーズ等の実態把握を行う観点から、協議会の設置も進めている。

- 35 ・ 厚生労働省においては、市町村における体制整備や権利擁護支援が
36 必要な事案等へ専門的な助言を確保するため、「成年後見制度利用促進

1 体制整備研修事業」の実施を通じ、都道府県担当職員やアドバイザー
2 (法律専門職・福祉専門職等) 向けに、権利擁護支援の地域連携ネット
3 ワーク構築のための工夫や都道府県協議会の運営等を学ぶことができ
4 る研修を実施している。

5 また、厚生労働省においては、「成年後見制度利用促進体制整備推進
6 事業」の実施を通じ、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整
7 備を後押しするため、都道府県における体制整備アドバイザーや権利
8 擁護支援総合アドバイザーの配置を促進する等、都道府県による市町
9 村支援機能の強化の促進を図っている。

10 さらに、厚生労働省においては、都道府県全体交流会を開催し、都道
11 府県担当職員に対し、都道府県協議会の設置や都道府県による中核機
12 関の立ち上げ支援とバックアップに関する取組事例を共有する機会を
13 設ける等、都道府県における担当者間の連携・協力体制の構築の推進に
14 努めている。

15 このほか、厚生労働省では、毎年度当初に、都道府県職員・市町村職
16 員に対し、成年後見制度利用促進に関する関連資料等について網羅的
17 な情報提供等を実施している。

18 19 【KPIの達成状況】

20 都道府県による協議会設置状況については、令和6年4月1日時点で
21 47都道府県中、37都道府県(約78.7%)となっている。

22 23 【中間年度における評価】

24 厚生労働省においては、地方公共団体に向けた各種支援の取組が継続
25 的に実施されている。

26 令和6年4月1日時点における都道府県の取組状況を見てみると、都
27 道府県による市町村に対する研修の実施状況については、相当程度の進
28 展が見られ、都道府県による協議会設置も着実に進んできているものの、
29 KPIは達成できない見込みである。

30 また、都道府県による市町村等に対する相談窓口の設置や専門アドバ
31 イザーの配置の状況に関しては、5～7割程度にとどまっており、一定程
32 度取り組まれていると評価できるが、更なる取組を実施する余地がある
33 と考えられる。

34 35 【今後の対応】

36 都道府県においては、引き続き、管内市町村の体制整備状況を把握し、

1 取組が進まない市町村に対して支援を行う役割を果たすことが期待され
2 る。

3 また、厚生労働省においては、引き続き、市町村の支援等を担う都道府
4 県の更なる機能強化を推進していく必要がある。

5 その他

6 国、地方公共団体及び関係団体において、成年後見制度の周知広報を行う
7 に当たっては、インターネットにアクセスできない方や、高齢者・障害者の
8 方々に対しても十分に配慮して行うことが期待される。

10

11

1 おわりに

2
3 本中間検証においては、令和4年3月に閣議決定された第二期計画における
4 各施策について、中間年度に当たる令和6年度における施策の進捗状況を明ら
5 かにするとともに、個別の課題を整理して、今後の対応に関する方向性を示すこ
6 ととしたものである。

7 国、地方公共団体及び関係団体においては、本中間検証結果を踏まえ、基本計
8 画の期間である令和8年度末までの約2年間に、KPIに掲げられた目標を達成
9 成し、第二期計画の目的である地域共生社会の実現に向け、地域連携ネットワー
10 クにおける権利擁護支援策の一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組を更
11 に進めていくことができるよう、必要な財源が確保されるよう努めるとともに、
12 様々な公的機関・民間団体・特定非営利法人・専門職団体等とも連携を図りつつ、
13 今後、一層の取組の推進をお願いする。

14 ~以上~

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

R6速報値

別紙

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)	
任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 全1,741市町村 全50法務局・地方法務局 全286公証役場 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知 			関係機関等による周知の継続		任意後見制度の周知・広報 1,188 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方法務局 (R6.2時点) 286 / 286公証役場 (R6.2時点)	
		<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 		利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				担い手の育成方針の策定 18 / 47都道府県
		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見人）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見人）の養成研修の実施 				都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		市民後見人養成研修の実施 16 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 22 / 47都道府県
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 全47都道府県 全47都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 			都道府県による研修の継続実施		市町村長申立てに関する研修の実施 43 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用 1,012/1,741市町村 報酬 1,048/1,741市町村 障害者関係 申立費用 1,021/1,741市町村 報酬 1,045/1,741市町村	
		<ul style="list-style-type: none"> 全国で適切に実施する方策の検討 		市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
		<ul style="list-style-type: none"> 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適用その内容に即して実施 				市町村による実施		
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	<ul style="list-style-type: none"> 全1,741市町村 						市町村による計画策定・必要な見直し 1,358 / 1,741市町村	
						策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	<ul style="list-style-type: none"> 全47都道府県 						都道府県による協議会設置 37 / 47都道府県	

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況
討見制 向度等 等 た 検 に の	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—		成年後見制度等の見直しに向けた検討				—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—		日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要を見直しの検討				—
	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施	都道府県による意思決定支援研修の実施	都道府県による意思決定支援研修の実施	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	都道府県による研修の継続実施	意思決定支援研修の実施 34 / 47都道府県
	制度の運用改善等	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
討見制 向度等 等 た 検 に の	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—		市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				—
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—		適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域生活支援事業等の早期の検討				
	後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—		後見制度支援信託・支援預貯金の普及				—
	保険の普及等事後救済策の検討	—		関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及と方策の検討				
地域連携 ネットワーク づくり	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村 ・全1,741市町村		市町村による制度や相談窓口の周知	市町村による制度や相談窓口の周知	市町村による相談窓口の周知	市町村による相談窓口の周知	制度や相談窓口の周知 1,658 / 1,741市町村
	制度や相談窓口の周知	—		市町村による相談窓口の周知	市町村による相談窓口の周知	市町村による相談窓口の周知	市町村による相談窓口の周知	中核機関の整備 1,187 / 1,741市町村
	中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—		市町村による相談窓口の周知	市町村による相談窓口の周知	市町村による相談窓口の周知	市町村による相談窓口の周知	
	後見人等候補者の適切な推薦の実施	—		市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施	
地域連携 ネットワーク づくり	権利擁護支援チームの自立支援の実施	—		市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築	
	包括的・多層的な支援体制の構築	—		取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等	